

3. オランダにおける企業をサポートする行政サービスと企業の公的負担に関する考察

(1) オランダにおける企業をサポートする行政サービスの特徴

オランダは、歴史的に見ても明らかなおおりに、通商国家としてヨーロッパ全体における地域拠点（導管国家）を目指している国である。したがって、地域統括拠点として選ばれらるべく、国内外の企業に対する行政サービスを展開している。

オランダにおける企業をサポートする行政サービスの特徴は、他国に比べ、行政と企業の距離が近く、水平的信頼関係を重視し、行政と企業の相互の内情を理解し合う、という点に集約できる。官民の水平的な関係は、ポルダー（干拓）モデルと呼ばれる政労使の合意に基づく政策形成にも表れている。政策は政府からのトップダウンで決定されるのではなく、基本的には、公労使（公益を代表する独立委員、使用者代表、労働者代表）で構成される社会経済審議会（SER）の答申を踏まえて議会で決定される。

こうした水平的な関係性が企業サポート政策の中で典型的に表れているのが、①企業誘致上のオランダ企業局(RVO)や企業誘致局(NFIA)による誘致活動であり、②税制上での水平的モニタリング（Horizontal Monitoring）や事前税務裁定制度（Advance Tax Ruling）・事前価格合意（Advance Price Agreement）である。

①企業誘致上でのオランダ企業局・企業誘致局の役割

オランダでは、企業サポート策全般については経済省傘下のオランダ企業局（RVO）、特に外資の誘致については、経済省企業誘致局（NFIA）が一元的に担っている。現地インタビュー調査では、支部・協力機関も合わせ、これらの機関のサポートを高く評価する声が多く聞かれた。

各機関や地方自治体等の職員は、企業誘致のためのコンサルティングや設立準備のサポートを積極的に行っている。また、誘致時点だけでなく、企業立地後のアフターフォローとして、言わば「御用聞き」のような形で企業ニーズを政府に対して伝える役割を果たしている。企業局や企業誘致局は政策の執行機関であるが、企業の要望に応じて、制度改正の働きかけを行う役割も担っている。地域レベルでは、地元の技術系学校と相談をして、教育内容を進出企業のニーズにマッチする形に変えるようなこともあり得る。

<州・地方自治体レベルでの企業支援策>

現地インタビュー結果に基づけば、オランダは小国なので、企業誘致については、州間・地方自治体間競争よりも、まずヨーロッパ全体の中でオランダという国に立地してもらうことが重視されている。

オランダでは州税や地方税の種類は限定的であり、法人所得課税としての州税・地方税は存在しない。そのため、州や地方自治体が行う企業誘致のための手段としては、人材の確保や用地の確保等となる。企業が自治体に求める施策も、インフラの充実、土地の確保、

熟練人材の確保等となっており、居住地としての魅力、住居の確保、インターナショナルスクールの存在等が企業立地にとって重要になる。近年では、Amsterdam Economic Board など自治体間コラボレーションも盛んになりつつある。

②税制上での水平的モニタリング・事前税務裁定制度

水平的モニタリングでは、企業は内部統制システムを確立し、財務情報を税務当局に開示しなければならないが、その代わりに、企業にとっては税務上の取扱いを迅速に把握する事が可能になり、かつ、事後的な税務調査の不確実性を低減させることが出来る。他方、税務当局にとっては、事後的な徴税に伴う行政負担を軽減できるメリットがある。

事前税務裁定制度では、国際的な企業に特有の移転価格や税務について、経済取引の前に税務当局と合意を得ることが出来るため、企業にとっては税務上の不確実性を回避することが可能となる。行政サイドとしては、合意内容に基づいて確実に納税額を確保できる、というメリットがある⁸³。

さらに、オランダでは、オランダに地域統括会社を置いてヨーロッパ各地の支社・支店から配当をオランダに還流させる場合、資本参加免除制度（Participation Exemption）によって、オランダでは課税はされない。また、進出先の欧州各国では、それを損金算入することによって、ダブルミスマッチで非課税になるという構造がある⁸⁴。

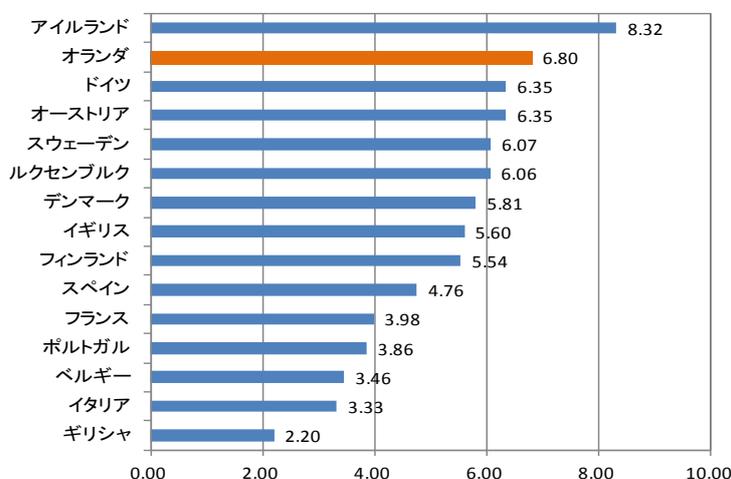
③企業側からの評価

このような税務措置が企業から支持されていることは、データ上からも裏付けることができる。例えば、スイスの国際的なビジネス・スクールである IMD（International Institute for Management Development）の World Competitiveness 調査では、「法人税制が事業活動の妨げとならない国」として、オランダは EU15 カ国中アイルランドに次いで 2 位に位置付けられている。

⁸³ これらの制度の運用は統一基準に基づいて行われているため、全ての企業に同じ解釈が適用され、公平性が確保される、とされているが、政府と企業の個別のコンプライアンス契約の内容を外部の第三者からは確認しようがないという点において、不透明さが残る点は否めない。

⁸⁴ EU や OECD では、このような仕組みを BEPS(Base Erosion and Profit Shifting) であるとして批判しており、今後ともオランダがこのような税制を維持できるかどうかは、注目される場所である。

図表 IV-6 法人税制が事業活動の妨げとならない国（EU15 各国）



出所：IMD World Competitiveness Report Online (updated May 2012)

また、オランダ企業誘致局（NFIA）のホームページ上では、グローバル企業に対して、オランダにSSC（シェアード・サービス・センター⁸⁵）を立地した理由を尋ねたアンケート結果が公表されている⁸⁶。これによれば、オランダにSSCを置く「決定的な要因」として最も多く挙げられているのが、事前税務裁定（ATR）となっている⁸⁷。

図表 IV-7 グローバル企業がオランダにSSCを立地した理由

企業名	Sun	Nike	Unilever	American Medical Systems	Reebok	Medtronic	Rockwell
要素							
インフラストラクチャー							
航空機の直行便	○	○		○			
戦略的立地			◎		◎		○
高密度な通信インフラ	○		○	○	○	○	
事業効率							
勤務態度		○		○			○
言語能力	○	○	○	○		○	○
職務能力	○	○	○				○
SSCネットワーク		○		○		○	
労働生産性			○			○	
政府の効率性							
事前税務裁定 (Advance Tax Ruling)	◎	◎			◎		◎
政治的安定性	○						
会計業務教育プロセス	○						
経済と文化							
生活の質	○	○			○		
国際的な姿勢	○		○	○	○		○
国のイメージ		◎					

(注) ◎：決定的な要因 ○：重要な要因

(資料) NFIA

⁸⁵ シェアード・サービスとは、グループ企業内の複数の組織で実施している管理業務・間接業務（経理・人事・総務など）を一つの独立した組織に集中させて、業務効率化を図ること。

⁸⁶ http://www.nfia-japan.com/files/pdf/WHY_INVEST_HOLLAND2013.pdf

⁸⁷ オランダの優位性として、言語能力（英語）、スキポール空港やロッテルダム港等のインフラの充実度も「重要な要因」として挙げられている。

これらの結果は、企業（特にグローバル企業）は、税務上の安定した地域に地域統括拠点を置いて活動を行いたい、という意向を持っていることの表れだと考えられる。

(2) 社会保障改革と企業負担の抑制⁸⁸

オランダも他の先進諸国と同様に、高齢化によって増加する社会保障給付を抑制するために累次の改革が行われてきた。実際、年金については、支給開始年齢の引き上げや、給付水準の引き下げが行われている。

医療については、今後の高齢化の進展および技術進歩によって、さらなる支出の増大が予想されている。CPB（経済政策分析局）は、2010年現在、対GDP比で13.2%だった医療支出が、高齢化と技術進歩等によって2040年には31%に達するとしている⁸⁹。これは平均的家計にとって、所得の47%を拠出することに等しくなる。短期医療については、管理競争の導入によって保険者機能の強化が図られてきた。現地調査によると、こうした短期医療改革の効果が表れてきたと認識されており、短期医療費の総額は増加しているものの、伸び率は抑制されてきており、医療のValue for Moneyは高まっているという見方がある。

残された改革は長期医療である。AWBZ（特別医療費保険法）がカバーする範囲は膨大であり、短期医療改革で導入されたような市場メカニズム・ガバナンスの仕組みが欠如していることもあり、その給付規模は拡大の一途を辿っている。AWBZの規模拡大に対する改革のひとつがWmo（社会支援法）の施行である。Wmoは、それまでAWBZの所管となっていた家事援助を地方自治体へ移管することによって、より現場に近いレベルでの効率的な執行を狙っていた。今後はこの流れがより一層強まる事と、AWBZから短期医療への移管も予定されている。

こうした一連の改革から見えてくるのは、単なる給付の抑制や民営化ではなく、社会保障制度・社会保険制度を堅持した形で、市場メカニズムの活用や現場化を進め、社会保障給付の効率化およびValue for Moneyの向上を図っている事である。もちろんこうした改革に賛否が分かれている面は否定できない。例えば現地の企業団体⁹⁰へのインタビュー結果では、短期医療改革の結果、ようやく医療費の増加率が減少し始めた程度であるため、正確な評価をすることは難しい、という指摘があった。その一方で、高齢化が進展し、医療の技術進歩が進む中で、医療費の総額を抑制する事は難しく、望ましい事ではないという指摘もなされた。実際、専門家委員会による短期医療改革の評価も「いくつかの深刻な問題が残されているが、全体としてはプラス」という結論を下している⁹¹。

⁸⁸ 解雇規制を企業負担の一種と考える事も出来る。オランダでは解雇規制が厳しいと指摘される事が多いが、2014年に解雇規制の緩和として離職手当上限の引き下げが行われた。この規制緩和は企業に歓迎される一方、有期雇用契約の更新も2回までとされ、3回目の更新をする場合には無期雇用に転換しなければならない規制強化も同時に行われた。なお、この改革については、一部の労組からは、結果として2回の更新後に解雇される可能性が高く、企業にとっての解雇を容易にするものである、という懸念も表明されている。

⁸⁹ CPB（2013）“Health Pays Off: Between Choice and Solidarity” CPB Policy Brief 2013/03

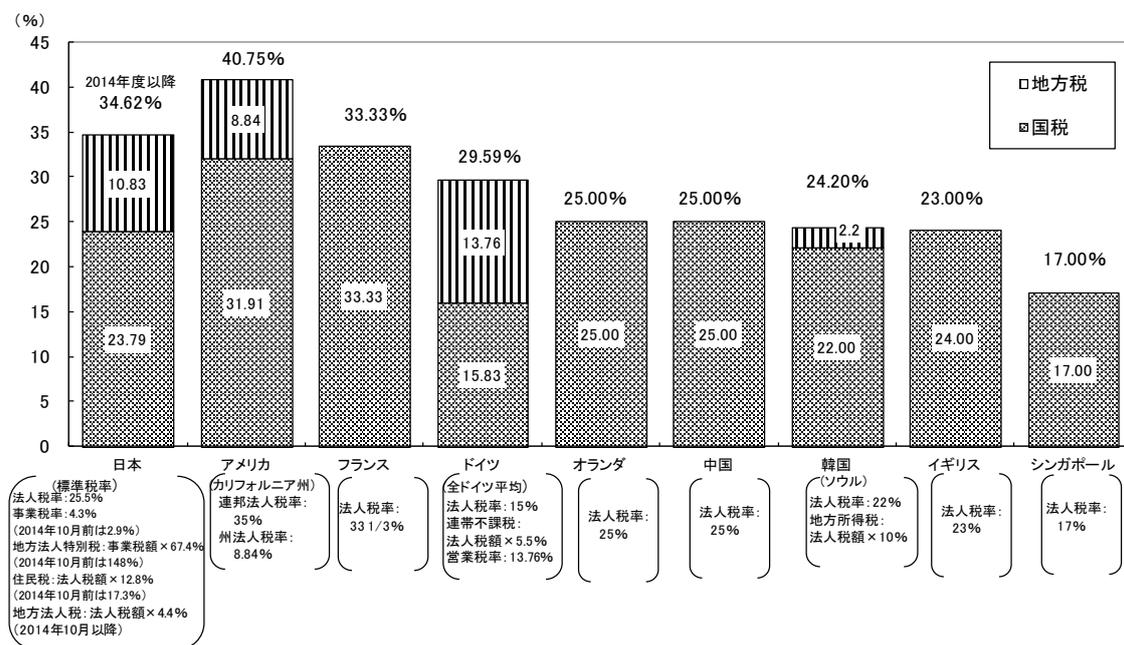
⁹⁰ オランダ経済団体連合会（VNO-NCW）およびオランダ中小企業連合会（MKB）

⁹¹ ZonMw（2009）“Evaluation of the Health Insurance Act and the Act on health care allowance” (Evaluatie

(3) 企業の公的負担水準

前述のような税務上の措置や社会保障負担の抑制、解雇規制の緩和があるからと言って、オランダにおける企業の公的負担が特段に低いというわけではない。例えば、法人所得に対する実効税率で比較すると、オランダは同じ欧州内でのフランスやドイツよりは低いが、イギリスよりはやや高い水準にある。

図表 IV-8 国・地方税を合わせた法人税率の国際比較



(注) 2014年3月現在

(出所) 財務省資料を基にオランダ分を加筆

(注)

1. 上記の税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
2. 日本の地方税には、地方法人特別税（都道府県により国税として徴収され、一旦国庫に払い込まれた後に、地方法人特別譲与税として都道府県に譲与される）及び地方法人税を含む。また、法人事業税及び地方法人特別税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。このほか、付加価値割及び資本割が課される。なお、法人住民税及び事業税の税率については、各地方公共団体が条例によって一定の制約のもと、独自の税率を定めることが可能。国・地方を合わせた法人税率の合計は、東京都の場合、26年度以降は35.64%。
3. アメリカでは、州税に加えて、一部の市で市法人税が課される場合があり、例えばニ

ニューヨーク市では連邦税・州税（7.1%、付加税 [税額の 17%]）・市税（8.85%）を合わせた税率は 45.67%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では税率は連邦法人税率の 35%となる。

4. イギリスにおける法人税率は 2014 年 4 月より 21%、2015 年 4 月より 20%に引き下げることが検討されている。

5. フランスでは、売上高 763 万ユーロ以上の企業に対し、別途法人利益社会税（法人税額の 3.3%）が課され、法人利益社会税を含めた税率は 34.43%となる（ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から 76.3 万ユーロの控除が行われるが、前記税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない）。さらに、別途、売上高 2.5 億ユーロ超の企業に対しては、2012 年より 2 年間の時限措置として法人税付加税(法人税額の 5%)が課されていたところ、2014 年予算法によりさらに 2 年間延期された(2014 年以降の税率は法人税額の 10.7%)。なお、法人所得課税のほか、国土経済税（地方税）等が課される。

6. ドイツの法人税は連邦と州の共有税（50:50）、連帯付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の 3.5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦統計庁の発表内容に従い、賦課率 393%（2012 年の全ドイツ平均値）に基づいた場合の計数を表示している。

7. 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税（原則として 60:40）である。

8. 韓国の地方税においては、上記の地方所得税のほかに資本金額及び従業員数に応じた住民税（均等割）等が課される。

また、本報告書Ⅱ.4 では、オランダにおける企業の公的負担の水準を、税負担水準のみで算出した場合（ケース 1）と、税負担＋社会保険料負担水準で算出した場合（ケース 2）の推計結果を掲載しているが、いずれの負担水準も、オランダにおける企業の公的負担水準の割合は、ドイツの場合とほぼ同程度と算出されている⁹²。

現地の企業団体へのインタビューにおいても、オランダの法人税率をこれ以上引き下げることに對する期待は小さかった。

図表 IV-9 オランダにおける企業の公的負担水準（再掲）（単位：百万ユーロ）

	1)間接税や負担者が不明確な直接税	2)個人所得税の源泉徴収	3)個人事業主や人的会社の出資者が納める個人所得税	4)社会保険料の事業主負担
ケース1	企業負担分を経済活動規模に応じて按分	企業負担とはみなさない	企業負担とみなす	考慮しない (税収額のみで企業負担分を推計)
ケース2	企業負担分を経済活動規模に応じて按分	企業負担とはみなさない	企業負担とみなす	考慮する (税収＋社会保険料に占める企業負担分を推計)

	企業負担税額 (国税＋州税＋市町村税)	社会保険料 事業主負担額	国全体での税収額 (国税＋州税＋市町村税)	社会保険料総額	企業負担割合	備考 (算出式)
	a	b	c	d	e	
ケース1	61,687	-	135,432	-	45.5%	a/c
ケース2	61,687	50,231	135,432	88,798	49.9%	(a+b)/(c+d)

以上の結果からは、企業の立地にとって重要なのは、法人税や社会保障負担をはじめとする公的負担の水準もさることながら、税務上の不確実性を軽減し、事業活動の安定性を確保できるとともに、企業ニーズを絶えず汲み取り政府機関に要望を伝えるサポート・コンサルティング機能を持った機関の存在である、とすることができる。

⁹² 東京都委託調査（2014）『ドイツにおける企業をサポートする行政サービスと企業の公的負担のあり方に関する調査』（pp.140-143）を参照。本調査（オランダ）との対比では、本調査のケース 1 に相当するのがドイツのケース 1 である。また、本調査（オランダ）のケース 2 に相当するのがドイツのケース 2 である。

